

【 粕 屋 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1.開催日時 平成 30 年 12 月 7 日（金）9 時 00 分～10 時 00 分

2.開催場所 粕屋町役場 二階 大会議室

3.出席委員（14 名）

会 長	安河内	勇 臣
副 会 長	長	武 範
1 番	因	光 明
2 番	内 田	吏
3 番	八 尋	文 枝
4 番	山 田	好 美
5 番	田 代	慶 子
6 番	八 尋	勇 光
7 番	船 越	英 治
8 番	小 西	敏 喜
1 0 番	今 泉	義 秀
1 2 番	黒 瀬	富 芳
推進委員	長	昭 憲
推進委員	瓜 生	俊 二

4.欠席委員（3 名）

9 番	青 木	勝 浩
1 1 番	安 川	利 正
推進委員	田 代	精 一

5.議事日程

第 1 開会のことば

第 2 会長挨拶

第 3 議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 件）

議案第 2 号…農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について（3 件）

議案第 3 号…農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について（3 件）

議案第 4 号…農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について（1 件）

議案第 5 号…利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について（1 件）

報告事項 1…農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（4 件）

報告事項 2…農地一時使用願いについて（3 件）

6.農業委員会事務局職員

事 務 局 長 八 尋 哲 男

事 務 局 員 酒 井 英 臣

7.会議の内容

<p>事務局長</p>	<p>【開会のことば】</p> <p>皆さんお揃いですので始めたいと思います。一同ご起立をお願いします。礼。ご着席ください。まず、欠席の連絡をいたします。9番青木委員、11番安川委員、田代推進委員から欠席の届出が出されております。本日の議事録署名人は、1番因委員、12番黒瀬委員となっております。よろしくお願ひいたします。それから本日から12月議会が始まっております。会期は今日から12月20日木曜日までの14日間となっております。今回、一般質問が14人ということで人数が出ております。来週月曜日から木曜日の4日間で質問4、4、4、2で質問されます。地域振興課に関わるものにつきましては、花火大会とぼた山の開発関係、それと11日火曜日に種子法の廃止の件で一般質問が挙がっております。都合のつく方は、拝聴してください。それでは、2番の会長挨拶に移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>【会長挨拶】</p> <p>改めましておはようございます。年の終わりになりまして、あっという間の12月でございます。本日は平成30年の最後の委員会となりました。本日は久しぶりに現地確認の件数が多かったと思います。早速、議題に入りたいと思いますが、本日も都市計画課、道路環境整備課のほうから出席していただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 審議】</p> <p>第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1番について事務局お願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議番号1、 該当法、第3条、地区名、大隈、 譲受人住所氏名、 譲渡人住所氏名、 土地の表示、大隈、扇、 面積、田、939㎡、 権利の種類、贈与、 申請理由、農業経営の若返り、農業経営の若返り、 経営面積、自作352a、小作23a、計375a、同一世帯、 地元委員、八尋 勇光委員、 位置図を2P、字図を3Pに添付しています。以上です。 ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願ひいたします。</p>
<p>八尋(勇)委員</p>	<p>別にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>お母さんから娘さんへの贈与ですか。</p>

八尋(勇)委員	そうです。次の案件も、娘と息子です。
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 採決】</p> <p>そういたしますと、審議番号1番について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号2 審議】</p> <p>第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号2、</p> <p>該当法、第3条、地区名、大隈、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、大隈、扇、</p> <p>面積、田、2120 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、農業経営の若返り、農業経営の若返り、</p> <p>経営面積、自作 352a、小作 23a、計 375a、同一世帯、</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、</p> <p>の持ち分2分の1贈与となっております。位置図を2P、字図を4Pに添付しています。</p> <p>ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。</p>
八尋(勇)委員	先ほどと同じで、別にありません。
議長	説明が終わりました。この件につきましては、先ほど同様、権利の種類は贈与でございます。これも同じく、お母さんの持ち分を贈与となっております。質問等がございましたらお受けいたします。
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号2 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号3 審議】</p> <p>第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号3番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号3、</p> <p>該当法、第3条、地区名、戸原、</p> <p>譲受人住所氏名、</p>

	<p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、戸原西四丁目、</p> <p>面積、田、407 m²、2325 m²、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>申請理由、耕作地を増やすため、資金調達のため、</p> <p>経営面積、自作 170a、</p> <p>自作 114a、小作 149a、計 263a、</p> <p>地元委員、長 武範委員、</p> <p>位置図を 5P、字図を 6P、7P に添付しています。</p> <p>ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。</p>
長委員	特別ありません。
議長	説明が終わりました。この件につきまして、権利の種類は売買でございます。この件につきまして何かご質問等がございましたらお受けいたします。
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 3 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 審議】</p> <p>それでは、第 2 号議案農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、審議番号 1 について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>該当法、第 4 条、地区名、内橋、</p> <p>届出人住所氏名、</p> <p>土地の表示、内橋、登り上り、</p> <p>転用目的、その他、集合住宅(共同住宅)の建築、</p> <p>施設の概要、共同住宅 1 棟、</p> <p>建築面積、310 m²、建ぺい率、60%、</p> <p>立地条件、東:宅地、西:田、南:宅地、北:道路、</p> <p>隣地承諾の有無、あり、</p> <p>隣地者条件、あり、</p> <p>地元委員、船越 英治委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。</p>

	位置図を 9P、字図を 10P、計画図を 11P から 13P に添付しています。 ここで地元委員さんのほうから、説明がございましたらお願いいたします。
船越委員	特にありません。
議長	この件につきましては、共同住宅の建築というところで、現在は埋蔵文化財の試掘が行われている場所で、皆さんで現地確認を行ったところでございます。この件につきまして、何かご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	これはいつぐらいに結論が出るのか。
事務局	結論というのは、埋蔵文化財をどうするかということですか。何が出てくるかによって、状況は変わってくると思います。一応、今の計画で申請書に出されているのは、着工の時期は 12 月 15 日からになっております。工事の完了時期といたしましては、平成 31 年の 12 月 31 日までとなっております。
議長	試掘の状況を見て、長めに工期が出ているのですね。
議長	【第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 採決】 質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。
議長	【第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 審議番号 2 審議】 それでは、審議番号 2 について説明をお願いします。
事務局	審議番号 2、 該当法、第 4 条、地区名、原町、 届出人住所氏名、 土地の表示、原町三丁目、 転用目的、一般住宅、長屋建築、 施設の概要、鉄骨造 2 階建 2 棟、 建築面積、451 m ² 、建ぺい率、40%、 立地条件、東:宅地、西:宅地、南:宅地、北:道路、 隣地承諾の有無、なし、 隣地者条件、なし、 地元委員、青木 勝浩委員、 市街化区域で会長処分となっております。 位置図を 14P、字図を 15P、計画図を 16P から 18P に添付しています。以上です。

議長	この件についても、皆さんで現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	<p>【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号2 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号3 審議】</p> <p>それでは、審議番号3について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号3、</p> <p>該当法、第4条、地区名、甲仲原、</p> <p>届出人住所氏名、</p> <p>土地の表示、畑、563㎡、</p> <p>転用目的、一般住宅、共同住宅の建築、</p> <p>施設の概要、共同住宅1棟、</p> <p>建築面積、967㎡、建ぺい率、50%、</p> <p>立地条件、東:宅地、西:宅地、南:道路、北:宅地、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、小西敏喜委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。</p> <p>位置図を19P、字図を20P、計画図を21Pから23Pに添付しています。</p> <p>ここで地元委員から説明がございましたらお願いします。</p>
小西委員	特別にありません。
議長	審議番号3についても現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	<p>【第2号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 審議番号3 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号1</p>

	<p>について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、乙仲原東、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、仲原三丁目、</p> <p>権利の種類、使用貸借権、</p> <p>転用目的、その他、駐車建設のため、</p> <p>施設の概要、駐車場 20 台、</p> <p>立地条件、東:水路、西:畑、南:道路、北:水路、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、山田 好美委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。</p> <p>位置図を 25P、字図を 26P、計画図を 27P に添付しています。</p> <p>審議番号 2 も同一案件ですので続けてまいります。</p>
事務局	<p>審議番号 2、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、乙仲原東、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、仲原三丁目、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>転用目的、その他、駐車建設のため、</p> <p>施設の概要、駐車場 20 台</p> <p>立地条件、東:水路、西:畑、南:道路、北:畑、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、山田 好美委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。</p> <p>位置図を 25P、字図を 26P、計画図を 27P に添付しています。</p> <p>ここで地元委員から説明がございましたらお願いします。</p>
山田委員	<p>何也没有せん。</p>

議長	審議番号 1、2 について説明していただいたわけですが、こちらは同一箇所のところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	審議番号 1 については、権利の種類は使用貸借権、審議番号 2 については、売買となっております。
議長	<p>【第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 審議番号 2 採決】</p> <p>続けて審議番号 2 について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 審議番号 3 審議】</p> <p>それでは、審議番号 3 について事務局お願いします。こちらは区画整理区域内となっております、現地は先日見ておりますので、本日現地確認は行っておりません。それでは、お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 3、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、酒殿、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、酒殿、大坪、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>転用目的、宅地造成、宅地分譲、</p> <p>立地条件、東:公衆用道路、西:田、南:用悪水路、北:畑、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、安河内 勇臣委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。こちらは粕屋町酒殿駅南土地区画整理事業施行地区内となっております。</p> <p>位置図を 28P、字図を 29P、計画図を 30P から 32P に添付しています。</p> <p>ここで地元委員から説明がございましたらお願いします。</p>
議長(安河内委員)	この地域は今説明がありましたように、区画整理の予定地内でございます。それで地権者のほうには、本人だけしか仮換地は明示されていません。ほかの地権者の方も A さんはどこ、B さんはどこと、現時点ではわからないようになっております。ここに資料は付けてはおりますが、取り扱いには注意をお願いしたいと

	<p>思います。この計画図ではまだ道路等ができておりませんので、図上だけの話でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、何かご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第3号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 審議番号3 採決】</p> <p>ないようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第4号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第4号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1をお願いいたします。</p>
事務局	<p>審議番号1、</p> <p>該当法、第5条、地区名、上大隈、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、上大隈、小浜、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>転用目的、その他、駐車場造成のため、</p> <p>施設の概要、駐車場10台、</p> <p>立地条件、東:道路、西:雑種地、南:雑種地、北:雑種地、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、</p> <p>位置図を34P、字図を35P、計画図を36Pから38Pに添付しております。</p> <p>ここで地元委員さんのほうから、ご説明等ございましたらお願いします。</p>
八尋(勇)委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>こちらの箇所も現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第4号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 審議番号1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>それでは、都市計画課と道路環境整備課の皆さんはご苦労さまでございました。</p> <p>【都市計画課・道路環境整備課 退席】</p>

議長	<p>【第 5 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 審議】</p> <p>続きまして第 5 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 1 番については、山田委員の自己に関する事項となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定により一時退席願います。</p> <p>【山田 好美委員 退席】</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>農地の所在地、仲原、大町、</p> <p>現況地目、田、</p> <p>面積、1260 m²、</p> <p>利用権の種類、使用貸借権、</p> <p>利用権の設定をする者の住所・氏名、</p> <p>利用権の設定を受ける者の住所・氏名、</p> <p>作付する作目名、水稻、</p> <p>期間、5 年、再設定で位置図を 40P に添付しております。以上です。</p>
議長	<p>審議番号 1 番につきましては、再設定でございます。この件につきまして、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 5 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p> <p>それでは山田委員、入室をお願いします。</p> <p>【山田 好美委員 入室】</p>
議長	<p>【第 5 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 2 審議】</p> <p>第 5 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 2 番については、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 2、</p> <p>農地の所在地、酒殿、新貝、</p> <p>現況地目、田、</p> <p>面積、1190 m²、1157 m²</p> <p>利用権の種類、使用貸借権、</p> <p>利用権の設定をする者の住所・氏名、</p>

	<p>利用権の設定を受ける者の住所・氏名、 作付する作目名、水稲、 期間、5年、新規設定で位置図を41Pに添付しております。以上です。</p>
議長	<p>審議番号2番につきましては、新規設定でございます。この件につきまして、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第5号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号2 採決】 質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出について】 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告。 【報告事項2 農地一時使用願について】 農地一時使用願について報告。</p>
副会長	<p>【閉会のことば】 それでは今月の農業委員会を閉会したいと思います。</p>